

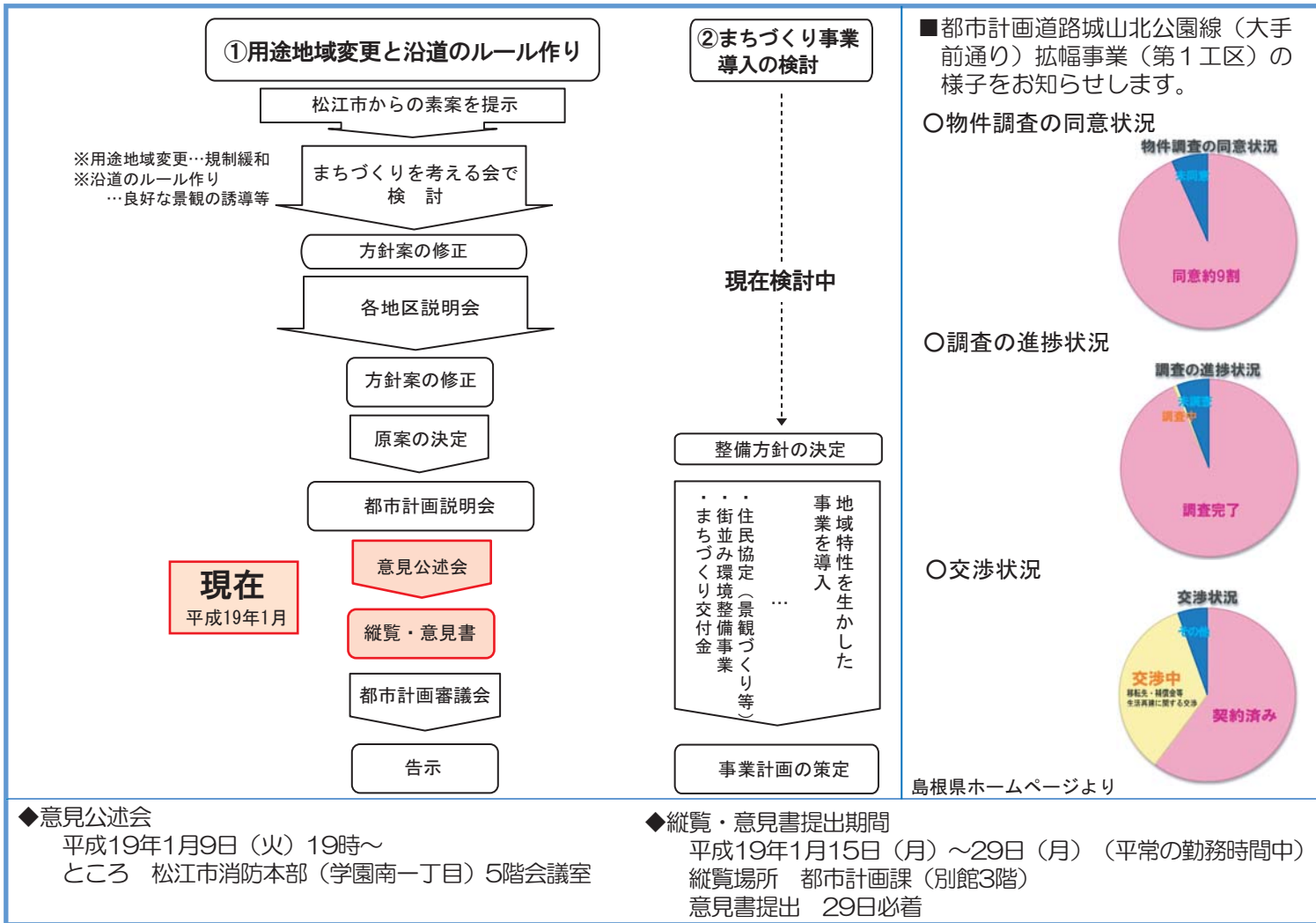
# 大手前通りまちづくりだより

第18号

## ■まちづくり活動のスケジュール

沿道の用途地域の変更と、建築物の高さや建物用途の制限などの街なみルールづくりについて、関係住民の皆様への説明会を町内毎に開催してきました。現在、都市計画決定に向け、手続き中です。

また、地域主導のまちづくりを行政が支援する、「まちづくり事業」の導入についても、アンケート調査で出された要望等をもとに検討を行っているところです。

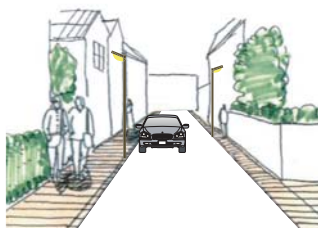


## ■まちづくり事業導入について（案）

まちづくり事業とは地域主導の個性あふれるまちづくりを行政が支援する国の補助事業です。

### ○生活しやすく、歩きやすい道路の整備

舗装や側溝、街路灯などを整備し、車と人が共存できる安全・安心な道路の整備。



### ○まちづくり交付金事業のイメージ

周辺と調和した建物の修景



板塀の整備

植栽

道路・歩道の美装化



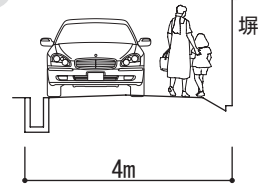
小公園の整備



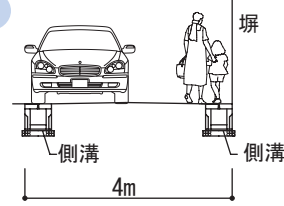
# まちづくり事業の導入により考えられるまちの整備方針（案）

## 整備のイメージ

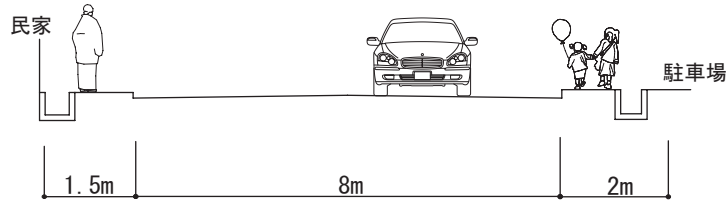
整備前の断面図



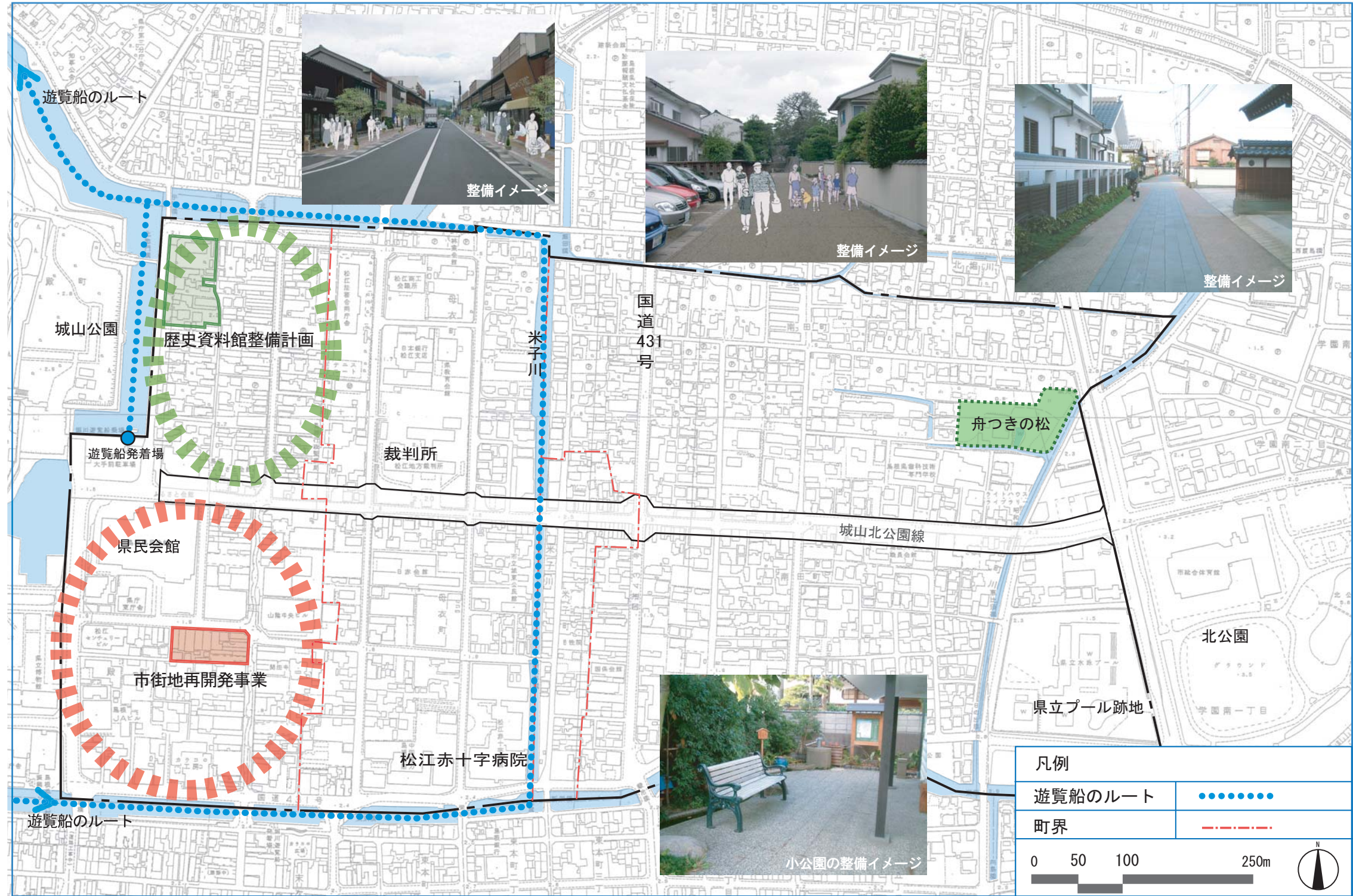
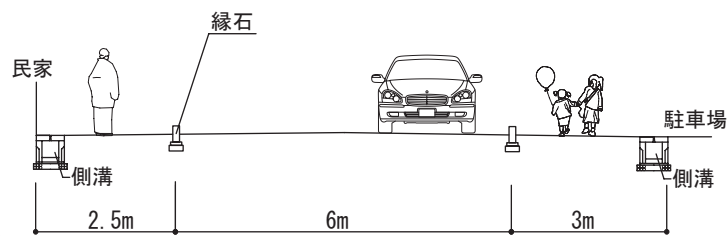
整備後の断面図



整備前の断面図



整備後の断面図



## まちづくりアンケート調査等より

### 側溝の改良（抜粋）

- ・雨降りは水溜りが出来て汚く、早急に整備をしてほしい。
- ・通学路の側溝改良。
- ・側溝については、城山北公園線に併せて全般的に改良して欲しい。
- ・溝蓋の徹底(全ての箇所)

など

### 街路灯の整備（抜粋）

- ・街灯を設置してほしい。現状では暗く、夜間は不用心である。
- ・裏道へもっと街路灯を多くしてほしい。
- ・横道に入ると暗い所がまだあり一人で歩くのがこわいです。
- ・町内各所、公園に設置してほしい。

など

### 歩道の整備（抜粋）

- ・特に日赤周辺の病人やお年寄りが多く通行する所をフラットに歩き易くして欲しい。
- ・歩道が全体的にせまい。
- ・歩道の凹凸が平らにならないでしょうか。
- ・歩きやすい歩道をお願いします。
- ・自転車道路の整備。高齢者が自転車に乗って走行すると危険な箇所が多くある。
- ・車椅子でも困らない様、車道と歩道の間に大きな段差をつくらぬ様にほしい。
- ・歩道がない箇所に歩道を設置してほしい。

など

### その他（抜粋）

- ・商工会議所と法務合同庁舎の通りに街路樹がほしい。
- ・集会所をつくってほしい。
- ・静かで明るい住宅街にしてほしい。そして、安らぐ町内に。
- ・マンション・アパートなど建て若い人が集まる様考えていただきたい。
- ・高層マンションは日照及びのそきの問題から建てさせないことが必要。
- ・路地から広い車道へ出る交差点にはカーブミラー設置してほしい。
- ・未舗装道路の改修。
- ・できれば電線を地下にうめる工事してほしいと思います。
- ・今後、高齢者の多い町となる。人間にとってやさしい道路が必要。

など



※北殿町  
松江市歴史資料館（仮称）の基本計画に基づくまちづくりを進めます。



※南殿町  
中心市街地活性化基本計画に基づくまちづくりを進めます。

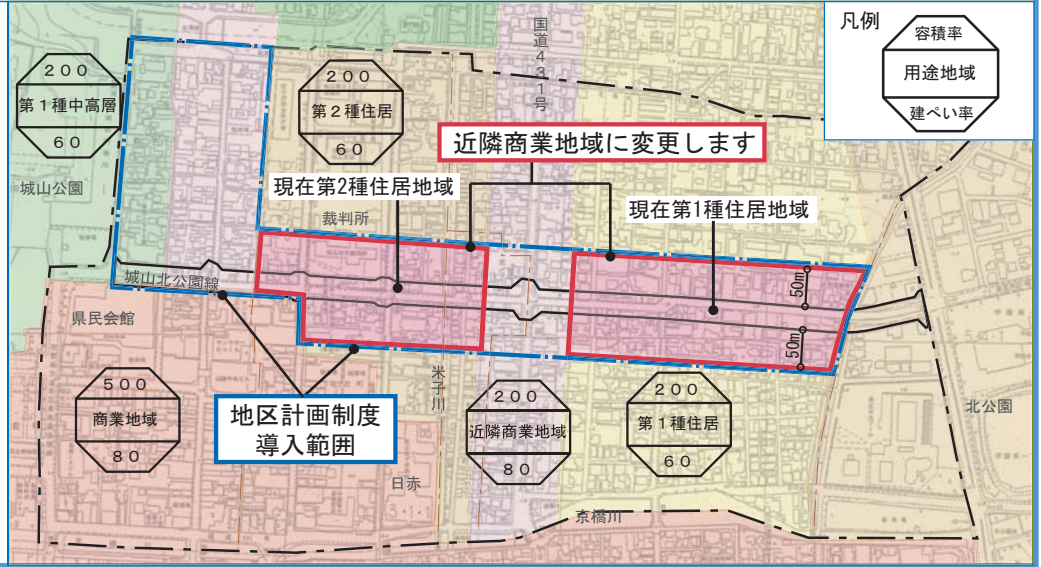


# 1.用途地域の変更について（原案）

城山北公園線の歩道端から50mの範囲を近隣商業地域に変更することの都市計画手続き中です。

建ぺい率：60%から80%へ変更

容積率：変更はありません



# 2.地区計画の決定について（原案）

建物の高さ制限、用途、意匠、形態について都市計画手続き中です。

## ○建物の高さ制限について（原案）

### 北殿町

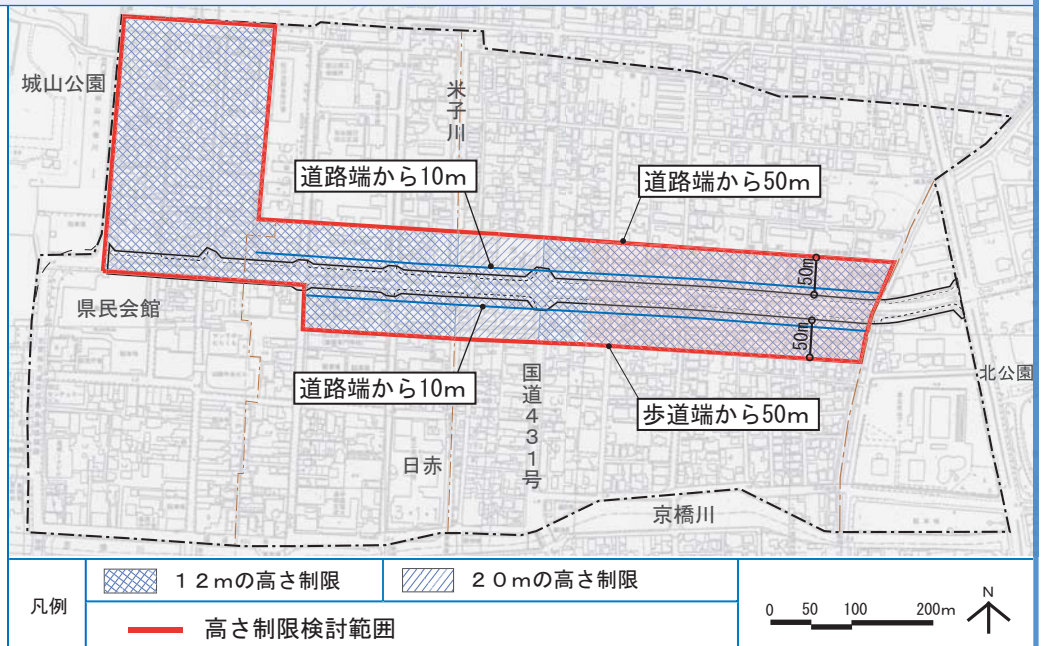
城山公園の隣接地であることから、歴史性や住環境に配慮した建物の高さ制限（最高高さ12m）

### 母衣町・南田町

城山北公園線の歩道端から50mの範囲で高さ制限（最高高さ12m）

### 米子町

城山北公園線の歩道端から50mの範囲で高さ制限（最高高さ12m及び20m）



## ○建物の用途の制限（原案）

北殿町（歴史・観光ゾーン）

母衣町（水と緑・うるおいゾーン）

米子町・南田町（賑わい・交流ゾーン）

次の建築物は建築（新築・改築など）してはいけません。

・ボーリング場 ・カラオケボックス ・マージャン屋  
・パチンコ店 ・馬券売場 ・劇場 ・映画館 ・工場 など

・カラオケボックス ・マージャン屋  
・パチンコ店 ・馬券売場 など

## ○建物の意匠や形態の制限（原案）

北殿町（歴史・観光ゾーン）

母衣町（水と緑・うるおいゾーン）

米子町・南田町（賑わい・交流ゾーン）

**建** 建築物の外壁・屋根は、城下町らしさに配慮し落ち着いたものにします。

建築物の外壁・屋根は、城下町らしさに配慮し落ち着いたものにします。

建築物の外壁・屋根の色は、けばけばしい色は避け、落ち着いた色調とします。

**看板類** 広告物・看板類は自家用広告物のみとし、野立広告物は禁止します。また、大げさなものやけばけばしい色彩を避け、都市景観を損なわないものとします。